

低引火点燃料船の火災探知及び警報装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編

(外国籍船舶用及び日本籍船舶用)

鋼船規則検査要領 GF 編

(日本籍船舶用)

改正理由

低引火点燃料を使用する船舶の火災安全に関する規定は、IGF コードを参照し、鋼船規則 GF 編 11 章にすでに取り込まれている。

上記規則では、火災安全のための設備として、燃料が貯蔵されるスペース等、火災の恐れのあるすべてのガス燃料システムの設置区域に固定式火災探知警報装置を備えるよう要求しており、その仕様については、鋼船規則 R 編 29 章 (FSS コードに対応) に適合するよう規定している。

これらの装置は、日本籍船舶にあつては船舶安全法に従い予備検査又は型式承認及び検定に合格したものでなければならず、また、外国籍船舶にあつては鋼船規則 R 編 29 章に引用する装置の設計、試験等の規格等に合格したものである必要があるが、現行の鋼船規則 GF 編 11 章の表現ではこの点が一部不明確となっていた。

このため、固定式火災探知警報装置が承認されたものでなければならないことが明確となるよう関連規定を改める。

改正内容

固定式火災探知警報装置の承認に関する規定を追加する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

11 章 火災安全

11.7 火災探知及び警報装置 (IGF コード 11.7)

11.7.1 一般*

-3.として次の1項を加える。(日本籍船舶用)

-1. R 編 29 章の規定に適合する固定式火災探知警報装置を、燃料が貯蔵されているホールドスペース、タンクコネクションスペースへの通風トランク及びタンクコネクションスペース内並びに火災のおそれのあるすべてのガス燃料システムの設置区域に備えなければならない。

-2. (省略)

-3. 前-1.に規定する固定式火災探知警報装置は、本会が適当と認めるものでなければならない。

-3.として次の1項を加える。(外国籍船舶用)

-1. R 編 29 章の規定に適合する固定式火災探知警報装置を、燃料が貯蔵されているホールドスペース、タンクコネクションスペースへの通風トランク及びタンクコネクションスペース内並びに火災のおそれのあるすべてのガス燃料システムの設置区域に備えなければならない。

-2. (省略)

-3. 前-1.に規定する固定式火災探知警報装置は、本会又は本会が適当と認める機関により承認されたものでなければならない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

GF 編 低引火点燃料船

GF11 火災安全

GF11.7 として次の 1 節を加える。（日本籍船舶用）

GF11.7 火災探知及び警報装置

GF11.7.1 一般

規則 GF 編 11.7.1-3.でいう「本会が適当と認めるもの」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの